第二節　企画市場局

（保険企画室等及び保険企画専門官）

第五条　総務課に、保険企画室及び調査室並びに保険企画専門官一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2～5　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

6　保険企画専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち第二項各号に掲げる事務に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（信用機構企画室及び信用法制企画調整官）

第六条　信用課に、信用機構企画室及び信用法制企画調整官一人を置く。

2　信用機構企画室は、信用課の所掌事務のうち預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　信用機構企画室に、室長を置く。

4　信用法制企画調整官は、命を受けて、信用課の所掌事務のうち金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号から第八号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（市場機能強化室等及び市場法制企画調整官等）

第七条　市場課に、市場機能強化室及び暗号資産企画室並びに市場法制企画調整官一人、市場インフラ構築調整官一人、金融取引官一人、市場業務専門官一人、市場調整官一人及び市場法制専門官一人を置く。

2　市場機能強化室は、市場課の所掌事務のうち金融商品市場その他の金融市場の機能強化に関する制度の企画及び立案並びに必要な連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　市場機能強化室に、室長を置く。

4　暗号資産企画室は、市場課の所掌事務のうち金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に関する事務（暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）に関するものに限る。）をつかさどる。

5　暗号資産企画室に、室長を置く。

6　市場法制企画調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち令第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

7～11　［略］

（企画官等）

第八条　企業開示課に、企画官二人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。

［2・3　略］

第二節　企画市場局

（信用機構企画室等及び企画官等）

第六条　総務課に、信用機構企画室、保険企画室及び調査室並びに企画官一人、信用法制企画調整官一人及び保険企画専門官一人を置く。

2　信用機構企画室は、総務課の所掌事務のうち預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　信用機構企画室に、室長を置く。

4～7　［同上］

8　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十一号から第十七号まで、第十九号から第二十一号まで及び第二十五号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

10　保険企画専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち第六項各号に掲げる事務に関する専門的事項に係る事務に従事する。

［条を加える。］

（市場法制企画調整官等）

第七条　市場課に、市場法制企画調整官一人、市場インフラ構築調整官一人、金融取引官一人、市場業務専門官一人、市場調整官一人及び市場法制専門官一人を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　市場法制企画調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち令第十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

3～7　［同上］

（企画官等）

第八条　企業開示課に、企画官三人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。

［2・3　同上］